

昭和五十三年運輸省令第二十五号

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置
法施行規則

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法
(昭和五十三年法律第四十二号)を実施するため、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置
法施行規則を次のように定める。

(公告)

第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措
置法(昭和五十三年法律第四十二号。以下
「法」という。)第三条第二項の規定による公告
は、官報又は新聞紙に掲載することにより行う
ものとする。

(証明書)

第二条 法第三条第四項の証明書の様式は、第一
号様式のとおりとする。

2 法第六条第二項の証明書の様式は、第二号様
式のとおりとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年七月二〇日運輸省令第
二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年一月二九日運輸省
令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

附則 (平成一六年三月二二日国土交通
省令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、次条から附則第十一条までの規定は、平
成十六年四月一日から施行する。

第一号様式(第二条関係)

(第一号様式)

成田国際空港の安全確保に関する
緊急措置法第三号第四項の職員の証

国土交通大臣 印

姓 名 _____
職 名 _____
職 階 _____

昭和五十三年三月二二日

国土交通省 印

姓 名 _____
職 名 _____
職 階 _____

平成十六年四月一日

第二号様式(第二条関係)

(第二号様式)

成田国際空港の安全確保に関する
緊急措置法第三号第二項の職員の証

国土交通大臣 印

姓 名 _____
職 名 _____
職 階 _____

昭和五十三年三月二二日

国土交通省 印

姓 名 _____
職 名 _____
職 階 _____

平成十六年四月一日